（調査の方法及び期間）

第十条　次の表第一欄に掲げる調査事業所に係る甲調査は、同欄に掲げる調査事業所の区分に応じ、それぞれ同表第二欄に掲げる者が、それぞれ同表第三欄に掲げる方法により識別符号を記載した書類又は調査票を送付し又は配布し、及びそれぞれ同表第四欄に掲げる者が、それぞれ同表第五欄に掲げる方法により調査事項に係る情報を電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）において受信すること又は調査票を取集し若しくは回収することにより行う。

第一欄	第二欄	第三欄	第四欄	第五欄
一　企業の調査事業所のうち次に掲げるもの及び法人以外の団体の調査事業所（指定事業所（調査用名簿に記載されている調査事業所のうち総務大臣及び経済産業大臣が指定するものをいう。以下同じ。）及び調査用名簿に記載されていないものを除く。） イ　次に掲げる全ての要件に該当するもの (1)　本所となる調査事業所のみを有する企業の調査事業所として調査用名簿に記載されていること。 (2)　個人の経営に係る調査事業所として調査用名簿に記載されていること又は従業者数が三百人未満である調査事業所として調査用名簿に記載されていること。 (3)　指定事業所でないこと。 ロ　次に掲げる全ての要件に該当するもの (1)　支所となる調査事業所を有する企業の調査事業所として調査用名簿に記載されていること。	総務大臣及び経済産業大臣	一の項第一欄に掲げる調査事業所に識別符号を記載した書類を送付すること。	総務大臣及び経済産業大臣	一の項第一欄に掲げる調査事業所の事業主（当該調査事業所の事業を管理する者をいう。以下同じ。）の使用に係る電子計算機から電気通信回線を通じて識別符号を用いて送信された調査事項に係る情報を総務大臣及び経済産業大臣の使用に係る電子計算機において受信すること。

（調査の方法及び期間）

第十条　次の表第一欄に掲げる調査事業所に係る甲調査は、同欄に掲げる調査事業所の区分に応じ、それぞれ同表第二欄に掲げる者が、それぞれ同表第三欄に掲げる方法により調査票を配布し又は送付し、及びそれぞれ同表第四欄に掲げる者が、それぞれ同表第五欄に掲げる方法により調査票を取集し又は回収することにより行う。

第一欄	第二欄	第三欄	第四欄	第五欄
一　企業の調査事業所のうち次に掲げるもの、外国の法人の調査事業所（調査用名簿に記載されていないものに限る。）及び法人以外の団体の調査事業所 イ　調査用名簿に記載されていないもの ロ　次に掲げる全ての要件に該当するもの (1)　本所となる調査事業所のみを有する企業の調査事業所として調査用名簿に記載されていること。 (2)　個人の経営に係る調査事業所として調査用名簿に記載されていること又は従業者数が三百人未満である調査事業所として事前名簿に記載されていること。 (3)　指定企業（調査用名簿に記載されている調査事業所を有する企業のうち総務大臣及び経済産業大臣が指定するものをいう。以下同じ。）の調査事業所でないこと。 ハ　次に掲げる全ての要件に該当するもの	調査員（第七条第四項の規定により調査員の事務の一部を行う指導員を含む。以下この条、第十二条第一項及び第十三条第一項において同じ。）	一の項第一欄に掲げる調査事業所に調査票を配布すること。	調査員又は市町村長	一の項第一欄に掲げる調査事業所から、調査員にあっては調査票を取集すること、市町村長にあっては調査票を回収すること。